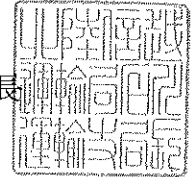




石運輸第670号の2
石運整第330号の2
平成28年11月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

標記について、北陸信越運輸局長より別添（平成28年11月18日付け北信交監第230号の2、北信交旅第526号の2、北信技保第71号の2）のとおり通達があったので、了知願います。



北信交監第 230 号の 2
北信交旅第 526 号の 2
北信技保第 71 号の 2
平成 28 年 11 月 18 日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準
について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成 28 年 11 月 18 日付
け国自安第 157 号、国自旅第 227 号、国自整第 220 号）のとおり
通知があったことから、行政処分等を行う際の基準を別紙のとおり定め
たので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。

また、別添の公示（写）についても掲示されたい。



公 示

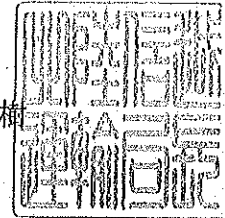
公示第56号

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。

平成28年11月18日

北陸信越運輸局長 江 角 直 権



1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

② 法第33条第1項又は第2項の違反

③ 法第94条第1項の規定による報告の未実施若しくは虚偽の報告又は第4項の規定による検査の拒否若しくは虚偽の陳述

(4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議

- ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
 - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等の適用に当たり累違反については、次により取り扱うものとする。
- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
 - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)の基準による基準日車等の2倍（(5)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。
- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
 - ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合
- (8) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)の基準による基準日車等の2分の1（(5)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告）とする。ただし、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があったときは、基準日車等が50日車を超える違反については10日車、50日車以下の違反については警告とする。
- (9) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、この通達（別表を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、3.(4)ただし書、4.(4)、5.(1)ただし書又は5.(2)の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。
- (10) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局（運輸監理部及び運輸事務所を含む。以下同じ。）又は地方運輸局に呼び出して法令遵守の徹底を図るよう改め

て指導する。

(11) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(12) 及び (13) に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貸切旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ 廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

(12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）

③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 法第 22 条の 2 若しくは第 29 条の 3 又は運輸規則第 38 条第 5 項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12) ①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び5.(3)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人

及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11) ②の例にならって取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分等（3.（6）の規定により警告とする場合を含む。）を行う事業者には、1.（5）から（9）までの規定に基づいて算出した基準日車等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4.（1）②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、（1）のほか、4.（1）②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.（1）②ロに該当したことに伴って4.（1）②ホに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3)（1）及び（2）により事業者が付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
 - ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
 - ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
 - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
 - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、（4）ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、（4）の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、（4）の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれら

の者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(11)から(15)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所(以下「違反営業所等」という。)に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1)①、5.(1)又は5.(2)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(9)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等(重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。)に基づくものについては、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分する。
- (4) 処分日車数における使用を停止する車両数(以下「使用停止車両数」という。)及び使用を停止する期間(以下「停止期間」という。)は次のとおりとする。ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

使用停止車両数は、違反営業所に所属する事業用自動車数(監査時点又は処分時点のもののうちいずれか多い方とする。)に0.8を乗じ、小数点以下を切り捨てた整数値とする。なお、これにかかわらず、当該整数値が処分時点の事業用自動車数と同数、又は上回った場合は、処分時点の事業用自動車数から1両を減じた数とし、当該整数値が処分日車数と同数、又は上回った場合は、処分日車数と同一とするとともに、違反営業所に所属する事業用自動車数が処分時点において1両である場合は、1両とする。

停止期間は、処分日車数を前段の使用停止車両数で除し、小数点以下を切り捨てた整数値の日数とする。なお、切り捨てがある場合、停止期間を1日追加するとともに、追加日(当該停止期間の翌日をいう。)における使用停止車両数は、前段の使用停止車両数と当該整数値を乗じ、これを処分日車数から減じた数とする。

ただし、上記により算出された停止期間が6月を超える場合は、処分時点の事業用自動車数を限度に使用停止車両数を追加する。

- (5) (1)、(7)又は(9)の処分を行うときは、法第41条第1項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自

動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

(6) (2) の合算の結果、処分日車数が50日車以下となる場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、警告を行うものとする。ただし、4. に該当し、事業の停止処分となる場合及び5. (1) に該当し、許可の取消処分となる場合並びに1. (8) ただし書きを適用する場合を除く。

(7) 「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け、国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)。以下「貸切の監査方針」という。) に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らざることとする。

イ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合

ロ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

(8) (7) による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2) による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。

(9) 貸切の監査方針に規定する街頭監査において、運行中の自動車に係る輸送の安全に関わる法令違反(所要の交替運転者がいない場合、運転者の疲労、疾病により安全な運行が継続できないおそれを確認した場合、点呼未実施、アルコール検知器の不所持、運行指示書の未作成・不携行・記載漏れ等をいう。なお、明らかな酒気帯び、無車検運行等の道路交通法に係る違反が疑われた場合は、警察機関へ通報する。) を確認した場合は、是正を確認するまでの間、当該自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らざることとする。

(10) (9) による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2) による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。

(11) (9) による自動車の使用停止処分は、街頭監査を実施する地方運輸局又は運輸支局等の管轄区域外に営業所を有する事業者に対しても行うことができる。

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（5. (1) 又は5. (2) に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合

② 次のいずれかに該当する場合（5. (1) ③に該当する場合を除く。）

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して乗務前及び乗務後の点呼を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ト 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

チ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

リ 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

ヌ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

ル 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

③ 貸切の監査方針2. (4) ①に規定する指摘事項確認監査（以下「指摘事項確認監査」という。）において、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があつて、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としとしてであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。

(2) (1) ①の場合の事業の停止期間は、3. (2) による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認

した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。なお、3.(8)の規定は、事業の停止期間の算出について準用する。

- (3) (1) ②の場合の事業の停止期間は、(1) ②各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1) ②ロに該当したことに伴って(1) ②ホに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。
- (5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((6)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上)のものに限る。)を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)又は(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(10) 3.(5)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

(11) (1)③の場合の事業の停止期間は、3日間とし、行政処分等（許可の取消処分を除く。）の際に付加するものとする。

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなった場合（(2)に該当する場合を除く。）に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合

② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

③ 4.(1)②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4(1)②ルに掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4.(1)②ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト及びチの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

④ 次に掲げる命令に従わなかった場合

イ 法第9条の2第2項に規定する運賃又は料金の変更の命令

ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

ホ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

へ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

ト 法第31条に規定する事業改善の命令

チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

⑤ 法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

⑥ 指摘事項確認監査において、是正措置が講じられていないことを確認し、このため事業の改善状況の報告を命じるとともに、貸切の監査方針3.⑱に基づき実施す

る監査において、なお、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があつて、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。

(2) 次に該当することとなつた場合には、許可の取消処分を行うことができるものとする。なお、処分は、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して行う。

当該事業者勤務する運転者が、事業用自動車の運行中に、第一当事者と推定される重大事故等を引き起こしたことにより甚大な人身の被害をもたらした場合であつて、当該事業者が悪質な法令違反があると認められる場合

(3) 次のいずれかに該当する場合の(1)③の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 事業者たる法人の合併又は相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

附 則

1. この公示は、平成28年12月1日から施行する。
2. この公示の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け公示第42号）に定める基準により行政処分等を行うものとする。
3. この公示の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

| 適用条項 | 違反行為事項 | 基準日車等 | |
|--|---|---------------------------------|-------|
| | | 初違反 | 再違反 |
| 道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項 | 無許可経営 | 通達本文4.(1)②イ及び5.(1)③による | |
| 運送法第9条の2第1項 | 運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反 | 60日車 | 120日車 |
| 運送法第9条の2第2項(第9条第6項準用) | 運賃料金の変更命令違反 | 通達本文5.(1)④イによる | |
| 運送法第10条 | 運賃又は料金の割戻しの禁止違反 | 60日車 | 120日車 |
| 運送法第11条第1項 | 運送約款の認可、運送約款の変更認可違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第12条第1項 | 運賃料金、運送約款の掲示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第12条第3項 | 運賃料金、運送約款等の変更掲示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第15条第1項 | 事業計画の変更認可違反 ①営業区域の設定変更、営業所の区域外設置、車庫と営業所の距離又は車庫の収容能力不足 ②営業所、車庫の区域内新設、移設等 | 40日車 | 80日車 |
| | | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第15条第3項 | 事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第15条第4項 | 事業計画の事後変更届出違反 主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第16条第1項 | 事業計画に定める業務の確保違反 | 運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。 | |
| 運送法第16条第2項 | 事業計画に定める業務の確保命令違反 | 通達本文5.(1)④ロによる | |
| 運送法第20条 | 営業区域外旅客運送 | 60日車 | 120日車 |
| 運送法第21条 | 乗合旅客運送違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第22条の2第1項 | 安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの | 20日車 | 40日車 |
| | | 警告 | 10日車 |
| 運送法第22条の2第2項 | 安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切) | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第22条の2第3項 | 安全管理規程の変更命令違反 | 通達本文5.(1)④ハによる | |
| 運送法第22条の2第4項 | 安全統括管理者の選任違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第22条の2第5項 | 安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの | 警告 | 10日車 |
| | | 60日車 | 120日車 |
| 運送法第22条の2第6項 | 安全統括管理者の意見の尊重義務違反 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第22条の2第7項 | 安全統括管理者の解任命令違反 | 通達本文5.(1)④ニによる | |
| 運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項 | 運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし 3 他の営業所の運行管理者又は補助者としての兼任 | 20日車 | 40日車 |
| | | 通達本文4.(1)②ロ及び5.(1)③による | |
| | | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項 | 統括運行管理者の選任義務違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運輸規則第47条の9第3項 | 補助者の要件違反 | 20日車 | 40日車 |

| | | | |
|--------------|---|----------------------------------|--------------------------------------|
| 運送法第23条第3項 | 運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの | 警告 60日車 | 10日車 120日車 |
| 運送法第23条の5第2項 | 運行管理者に対する権限付与違反 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第23条の5第3項 | 運行管理者の助言の未尊重 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第25条 | 運転者の制限違反 | 80日車 | 160日車 |
| 運送法第27条第2項 | 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反 | | |
| 運輸規則第2条第2項 | 一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第2条第3項 | 一般準則(職務遂行の指導、措置)違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第3条第1項 | 苦情申出者に対する弁明義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第3条第2項 | 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 | 警告 警告 60日車 | 10日車 10日車 120日車 |
| 運輸規則第7条第2項 | 営業区域の休廃止の掲示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第7条の2第1項 | 運送引受書の交付義務違反 1 未交付 2 記載事項の不備 | 60日車 警告 | 120日車 10日車 |
| 運輸規則第7条の2第2項 | 運送引受書の写しの保存義務違反 | 60日車 | 120日車 |
| 運輸規則第7条の2第3項 | 申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類の保存義務違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運輸規則第10条 | 領収書の発行義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第14条第2項 | 危険物の輸送制限違反 | 10日車 | 20日車 |
| 運輸規則第15条 | 車掌の乗務義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第16条 | 遅延の掲示義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第18条第1項 | 事故の場合の旅客に対する措置義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第19条 | 事故の場合の死傷者の措置義務違反 | 60日車 | 120日車 |
| 運輸規則第19条の2 | 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合 | 10日車 20日車 | 20日車 40日車 |
| 運輸規則第20条 | 異常気象時における措置義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第21条第1項 | 1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注) | 警告 10日車 警告 20日車 20日車 | 10日車 20日車 10日車 40日車 80日車 |

| | | | |
|-----------------|--|-------------------------------------|--|
| | (注) 通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。 | | |
| 運輸規則第21条第2項 | 営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切 | 30日車 警告 | 60日車 10日車 |
| 運輸規則第21条第3項 | 営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注) | 10日車 20日車 警告 | 20日車 40日車 10日車 |
| | (注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。 | | |
| 運輸規則第21条第4項 | 酒酔い・酒気帯び乗務 | 100日車 | 200日車 |
| 運輸規則第21条第5項 | 1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務 | 警告 20日車 40日車 80日車 100日車 | 10日車 40日車 80日車 160日車 200日車 |
| | (注1) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②ニに該当するものを除く。 | | |
| 運輸規則第21条第6項 | 交替運転者の配置義務違反 ①未配置5件以下 ②未配置6件以上 | 10日車 20日車 | 20日車 40日車 |
| 運輸規則第21条第7項 | 乗務員の体調悪化時等における措置義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第21条の2 | 運行に関する状況把握等のための体制の整備違反 | 40日車 | 80日車 |
| 運輸規則第24条第1項、第2項 | 点呼の実施義務違反(注1) 1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」以外の違反) | 40日車 20日車 警告 | 80日車 40日車 10日車 |
| | (注1) ・未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 通達本文4.(1)②ホに該当するものを除く。 (注3) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむ得ない場合を除く。)した点呼 ・乗務の開始前に点呼を行わず、乗務の開始後に行った点呼 ・乗務の終了後に点呼を行わず、乗務の終了前に行った点呼 (注4) ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼 | | |
| 運輸規則第24条第3項 | アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注) | 60日車 | 120日車 |
| | (注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。 | | |
| | アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) | 20日車 | 40日車 |
| | (注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 | | |
| 運輸規則第24条第4項 | 点呼の記録義務違反 | | |

| | | | |
|---------------------|---|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 | <ul style="list-style-type: none"> 40日車 警告 60日車 | <ul style="list-style-type: none"> 80日車 10日車 120日車 |
| 運輸規則第25条第1項、第2項、第4項 | <p>乗務等の記録義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 | <ul style="list-style-type: none"> 30日車 警告 60日車 | <ul style="list-style-type: none"> 60日車 10日車 120日車 |
| 運輸規則第26条第1項 | <p>運行記録計による記録義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録の改ざん・不実記載 | <ul style="list-style-type: none"> 30日車 60日車 | <ul style="list-style-type: none"> 60日車 120日車 |
| 運輸規則第26条の2 | <p>事故の記録義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記録事項の不備 | <ul style="list-style-type: none"> 20日車 警告 | <ul style="list-style-type: none"> 40日車 10日車 |
| 運輸規則第28条 | 経路の調査等の義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第28条の2第1項 | <p>運行指示書の作成等義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反 2 記載事項等の不備 | <ul style="list-style-type: none"> 30日車 警告 | <ul style="list-style-type: none"> 60日車 10日車 |
| 運輸規則第28条の2第2項 | 運行指示書の保存義務違反 | 30日車 | 60日車 |
| 運輸規則第35条 | 運転者の選任数に関する義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第36条第1項 | 日雇い運転者等の選任禁止違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運輸規則第37条第1項 | <p>乗務員台帳の作成、備付け義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 作成 <ul style="list-style-type: none"> ①一部作成なし ②全て作成なし 2 記載事項等の不備 | <ul style="list-style-type: none"> 10日車 20日車 警告 | <ul style="list-style-type: none"> 20日車 40日車 10日車 |
| 運輸規則第37条第2項 | 乗務員台帳の保存義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第38条第1項 | <p>「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「2」「3」「4」以外の違反(注1) <ul style="list-style-type: none"> ①一部不適切(実施2/3以上) ②一部不適切(実施1/2以上2/3未満) ③大部分不適切(実施1/2未満) 2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2) 3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3) | <ul style="list-style-type: none"> 警告 20日車 40日車 60日車 | <ul style="list-style-type: none"> 10日車 40日車 80日車 120日車 |
| | | | 別紙1 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | 4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3) | 別紙2 | |
| | (注1) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反は、①②③とは別途個別に処分するものとする。 (注2) アルコール検知器の不適切な使用が確認されたときは、指導監督義務を果たしていないと判断する。 (注3) 通達本文3.(3)の規定により、別途個別に処分するものとする。 | | |
| 運輸規則第38条第2項 | 運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ① 一部不適切(実施1/2以上) ② 大部分不適切(実施1/2未満) 2 適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上 | 警告 40日車 警告 60日車 20日車 40日車 20日車 40日車 | 10日車 80日車 10日車 120日車 40日車 80日車 40日車 80日車 |
| | (注) 運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況 | | |
| 運輸規則第38条第3項 | 車掌に対する指導監督義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第38条第4項 | 非常用信号用具等取扱指導義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第38条第5項 | 「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第41条 | 乗務員服務規律制定義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第42条第1項 | 事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第43条第1項 | 応急用器具等の備付義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第43条第2項 | 非常用信号用具の備付義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第44条 | 車両の清潔保持義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条) | 点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 (車両法第47条の2) | 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 | 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | 8 運行表の作成、運転者の携行義務違反 (1)作成 ①一部作成なし ②全て作成なし (2)運行表の携行 ①一部携行なし ②全て携行なし (3)記載事項の不備 9 禁煙表示の掲示義務違反 10 停留所の名称の掲示義務違反 | 警告 10日車 警告 20日車 警告 20日車 警告 20日車 警告 20日車 | 10日車 20日車 10日車 40日車 10日車 警告 警告 |
| 運輸規則第48条の2第1項 | 運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定 | 警告 20日車 | 10日車 40日車 |
| 運輸規則第48条の3 | 運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切) | 10日車 | 20日車 |
| 運輸規則第48条の4第1項 | 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反 | 20日車 10日車 | 40日車 20日車 |
| 運送法第27条第3項 | 輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反 | 通達本文5.(1)④ホによる | |
| 運送法第29条 | 自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出 | 10日車 60日車 | 20日車 120日車 |
| 運送法第29条の3 | 輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第30条第1項 | 不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第30条第2項 | 事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 従前の高速ツアーバス又は従前の会員制高速バスの運行形態に該当する運行(注1) 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 その他 | 40日車×違反車両数 40日車 10日車 20日車 警告 | 80日車×違反車両数 80日車 20日車 40日車 10日車 |
| <p>(注1) 「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」とは、「従前の「高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義等について」(平成24年10月31日付け、国自安第96号、国自旅第318号、観産第305号)における「従前の高速ツアーバス」及び「従前の会員制高速バス」の定義によるものとする。</p> <p>(注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。</p> | | | |
| 運送法第30条第3項 | 特定の旅客に対する不当な差別的扱い | 警告 | 10日車 |
| 運送法第30条第4項 | 公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反 | 通達本文5.(1)④へによる | |
| 運送法第31条 | 事業の改善命令違反 | 通達本文5.(1)④トによる | |
| 運送法第33条第1項 | 名義貸し | 通達本文4.(1)②リ及び5.(1)③による | |
| 運送法第33条第2項 | 事業の貸渡し等 | 通達本文4.(1)②ヌ及び5.(1)③による | |
| 運送法第35条第1項 | 無許可の事業の管理の受委託 | 60日車 | 120日車 |
| 運送法第36条第1項、第2項 | 事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第37条第1項 | 無認可の事業の相続 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第38条第1項 | 事業の休廃止届出 | | |

| | | | |
|----------------------|--|--|---|
| | 1 未届出 2 虚偽届 | 警告 60日車 | 10日車 120日車 |
| 運送法第38条第4項 | 事業の休止、廃止の揭示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第40条 | 自動車等の使用停止又は事業停止命令違反 | 通達本文5.(1)②による | |
| 運送法第41条第1項 | 自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反 | 通達本文5.(1)②による | |
| 運送法第41条第3項 | 封印の取付け義務違反 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第43条第1項 | 無許可経営 | 通達本文4.(1)②イ及び5.(1)③による | |
| 運送法第43条の4第3項 | 旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合 | 60日車 | 120日車 |
| 運送法第43条の5第2項 | 旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合 | 60日車 | 120日車 |
| 運送法第84条第1項 | 運送命令違反 | 通達本文5.(1)④チによる | |
| 運送法第86条第1項 | 許可等の条件又は期限違反 | | |
| | 条件又は期限違反(注) | 20日車 | 40日車 |
| | (注) 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険の未加入を除く。 | | |
| 運送法第94条第1項 | 報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告 | 警告 60日車 | 10日車 120日車 |
| 運送法第94条第4項 | 検査拒否、虚偽の陳述 | 通達本文4.(1)②ル及び5.(1)③による | |
| 運送法第95条 | 自動車に関する表示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 道路運送法施行規則 第66条第1項 | 届出義務違反 第1号 運輸開始の届出 第2号 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 第3号 死亡届出 第4号 休止事業の再開の届出 第5号 命令を実施した届出 第6号 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 第7号 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 第8号 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出 | 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 | 警告 警告 一 警告 警告 警告 警告 警告 |

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

| 初違反 | 再違反 | | |
|-----|------|------|-------|
| | 2回目 | 3回目 | 4回目以上 |
| 警告 | 10日車 | 20日車 | 40日車 |

4. 行政処分等の基準の適用

- ① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所において、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

- ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数 of 次の回数の量定を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあっては、1つの最高速度違反を1.5件として計算するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

- ③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為
に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

(a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取

(b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

| | |
|-----|-------|
| 初違反 | 2回目以上 |
| 警告 | 10日車 |

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の 規定を準用する。



国自安第157号
国自旅第227号
国自整第220号
平成28年11月18日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反
- ② 法第33条第1項又は第2項の違反
- ③ 法第94条第1項の規定による報告の未実施若しくは虚偽の報告又は第4項の規

定による検査の拒否若しくは虚偽の陳述

- (4) この通達において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
 - ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
 - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等の適用に当たり累違反については、次により取り扱うものとする。
- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
 - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)の基準による基準日車等の2倍（(5)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。
- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
 - ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合
- (8) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)の基準による基準日車等の2分の1（(5)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告）とする。ただし、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。）があったときは、基準日車等が50日車を超える違反については10日車、50日車以下の違反については警告とする。
- (9) 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設け、この通達（別表を含む。）に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、3.(4)ただし書、4.(4)、5.(1)ただし書又は5.(2)

の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(10) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局（運輸監理部及び運輸事務所を含む。以下同じ。）又は地方運輸局に呼び出して法令遵守の徹底を図るよう改めて指導する。

(11) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(12) 及び (13) に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貸切旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ 廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

(12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）

③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12) ①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割

又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び5.(3)②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11)②の例にならって取り扱うものとする。

② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2. 法令違反に係る点数制度

(1) 行政処分等（3.(6)の規定により警告とする場合を含む。）を行う事業者には、1.(5)から(9)までの規定に基づいて算出した基準日車等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 4.(1)②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、4.(1)②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1)②ロに該当したことに伴って4.(1)②ホに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。

(3) (1)及び(2)により事業者が付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。

② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。

③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。

④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検運行、無保険運行又は救護義務違反がないこと。

(5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

(6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。

(7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部

又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(11)から(15)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1)①、5.(1)又は5.(2)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(9)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、過労運転、無免許運転、救護義務違反又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分する。
- (4) 処分日車数における使用を停止する車両数（以下「使用停止車両数」という。）及び使用を停止する期間（以下「停止期間」という。）は次のとおりとする。ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

使用停止車両数は、違反営業所に所属する事業用自動車数（監査時点又は処分時点のもののうちいずれか多い方とする。）に0.8を乗じ、小数点以下を切り捨てた整数値とする。なお、これにかかわらず、当該整数値が処分時点の事業用自動車数と同数、又は上回った場合は、処分時点の事業用自動車数から1両を減じた数とし、当該整数値が処分日車数と同数、又は上回った場合は、処分日車数と同一とするとともに、違反営業所に所属する事業用自動車数が処分時点において1両である場合は、1両とする。

停止期間は、処分日車数を前段の使用停止車両数で除し、小数点以下を切り捨てた整数値の日数とする。なお、切り捨てがある場合、停止期間を1日追加するとともに、追加日（当該停止期間の翌日をいう。）における使用停止車両数は、前段の使用停止車両数と当該整数値を乗じ、これを処分日車数から減じた数とする。

ただし、上記により算出された停止期間が6月を超える場合は、処分時点の事業用自動車数を限度に使用停止車両数を追加する。

- (5) (1)、(7) 又は (9) の処分を行うときは、法第 4 1 条第 1 項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。
- (6) (2) の合算の結果、処分日車数が 5 0 日車以下となる場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、警告を行うものとする。ただし、4. に該当し、事業の停止処分となる場合及び 5. (1) に該当し、許可の取消処分となる場合並びに 1. (8) ただし書きを適用する場合を除く。
- (7) 「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日付け、国自安第 1 5 5 号、国自旅第 2 2 5 号、国自整第 2 1 8 号)。以下「貸切の監査方針」という。) に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法(平成 5 年法律第 8 8 号)第 1 3 条第 2 項第 1 号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。
- イ 法第 2 3 条第 1 項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合
- ロ 法第 2 7 条第 2 項の規定に基づく運輸規則第 2 1 条第 5 項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近 1 か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。
- ハ 法第 2 7 条第 2 項の規定に基づく運輸規則第 3 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
- ニ 法第 2 7 条第 2 項の規定に基づく運輸規則第 4 5 条の規定に違反して、道路運送車両法(昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号)第 5 0 条第 1 項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第 4 8 条第 1 項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
- (8) (7) による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2) による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。
- (9) 貸切の監査方針に規定する街頭監査において、運行中の自動車に係る輸送の安全に関わる法令違反(所要の交替運転者がいない場合、運転者の疲労、疾病により安全な運行が継続できないおそれを確認した場合、点呼未実施、アルコール検知器の不所持、運行指示書の未作成・不携行・記載漏れ等をいう。なお、明らかな酒気帯び、無車検運行等の道路交通法に係る違反が疑われた場合は、警察機関へ通報する。)を確認した場合は、是正を確認するまでの間、当該自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法第 1 3 条第 2 項第 1 号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。
- (10) (9) による自動車の使用停止処分をした場合であっても、(2) による行政処分等に係る処分日車数から減じないこととする。

(11) (9) による自動車の使用停止処分は、街頭監査を実施する地方運輸局又は運輸支局等の管轄区域外に営業所を有する事業者に対しても行うことができる。

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（5. (1) 又は5. (2) に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合

② 次のいずれかに該当する場合（5. (1) ③に該当する場合を除く。）

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して乗務前及び乗務後の点呼を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ト 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

チ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

リ 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

ヌ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

ル 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

③ 貸切の監査方針2. (4) ①に規定する指摘事項確認監査（以下「指摘事項確認監査」という。）において、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があって、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としとしてであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であって

も、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。

- (2) (1) ①の場合の事業の停止期間は、3.(2)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。なお、3.(8)の規定は、事業の停止期間の算出について準用する。
- (3) (1) ②の場合の事業の停止期間は、(1) ②各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1) ②ロに該当したことに伴って(1) ②ホに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画(違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。)を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。
- (5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((5)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を付加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合((6)に該当する場合を除く。)には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（(5)又は(7)に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、3.(2)の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② ①の違反行為に係る指導及び監督の実施が適切でない場合

(10) 3.(5)の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

(11) (1)③の場合の事業の停止期間は、3日間とし、行政処分等（許可の取消処分を除く。）の際に付加するものとする。

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなった場合（(2)に該当する場合を除く。）に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合

② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合

③ 4.(1)②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4(1)②ルに掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4.(1)②ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）

④ 次に掲げる命令に従わなかった場合

イ 法第9条の2第2項に規定する運賃又は料金の変更の命令

ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令

ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令

ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令

ホ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

ト 法第31条に規定する事業改善の命令

チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

- ⑤ 法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合
 - ⑥ 指摘事項確認監査において、是正措置が講じられていないことを確認し、このため事業の改善状況の報告を命じるとともに、貸切の監査方針3. ⑱に基づき実施する監査において、なお、是正措置が講じられていないことを確認した場合。ただし、自助努力では実施不可能な厳にやむを得ない事情があつて、是正措置が講じられていない場合又は記載事項の不備を確認したが、当該不備が不注意から起こる見落としであることが明らかな場合は、この限りでないが、これらの場合であっても、許容しうる最も短い期間を定めて是正措置が講じられたことを報告させ、それを確認できたときのみとする。
- (2) 次に該当することとなった場合には、許可の取消処分を行うことができるものとする。なお、処分は、個別の情状を十分かつ総合的に勘案して行う。
当該事業者勤務する運転者が、事業用自動車の運行中に、第一当事者と推定される重大事故等を引き起こしたことにより甚大な人身の被害をもたらした場合であつて、当該事業者が悪質な法令違反があると認められる場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合の(1)③の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。
- ① 事業者たる法人の合併又は相続があつた場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。
 - ② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があつた場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

附 則

1. この通達は、平成28年12月1日から施行する。
2. この通達の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）に定める基準により行政処分等を行うものとする。
3. この通達の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この通達により付されたものとして取り扱うものとする。